

審査部会の分科会の数および各分科会の事件の配分・名称について（案）

1 分科会の数

審査部会に、3分科会を置く。

2 各分科会の事件の配分

- (1) 分科会1および分科会2は、平成31年4月1日以後に審議会条例第3条第2号、第3号または第5号に掲げる諮問があった場合に、諮問を受けた順に交互に当該諮問に係る事件を取扱うものとする。ただし、争点や事件の内容が関連し、または類似する事件を取り扱っている分科会において調査審議を行うことが適切であると審査部会長が認める場合その他審査部会長が特に取り扱う分科会を変更する必要があると認める場合にあつては、この限りでない。
- (2) 分科会3は、滋賀県情報公開審査会に諮問されていた諮問第146号、第147号および第149号に係る事件について、答申の方向性を確定するまでの間、調査審議を行う。
- (3) 平成31年3月31日において滋賀県情報公開審査会に継続中の事件については、次のとおり配分する。

分科会の別	分科会1	分科会2
案 件 名	諮問第146号、第147号および 諮問第149号【答申案】	諮問第152号【初回審議】 弁護士報酬に関して県が予め 規定している算定基準を定めた 文書
	諮問第148号【答申案】 旧滋賀会館跡地の特定事業 者への売却に際し売却額の減 額に向けて特定事業者との間 で持たれた交渉等の記録	
	諮問第150号【口頭意見陳述】 特定事業者の不法投棄、不適 正処理に関する一切の情報等	諮問第151号【初回審議】 食品衛生法に基づく営業停止 処分に際し作成した書類

注 案件名の項の【 】内は、次回審議予定内容を示す。

3 各分科会の名称

各分科会の名称を、次のとおりとする。

- 分科会1 第一分科会
- 分科会2 第二分科会
- 分科会3 特別分科会